

ショッピングリボ払い専用カード規定※本規定は、ショッピングリボ払い専用カードをお持ちの方に適用されます。

第1条（カードの発行および貸与）

- 1.株式会社ジェーシーピー（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）は、当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の会員規約（個人用）（以下「会員規約」という。）に定める会員（以下「会員」という。）のうち、本規定を承認のうえ本規定に定めるショッピングリボ払い専用カード（以下「本カード」という。）の発行を申し込み、両社がこれを認めた方（以下「リボ会員」という。）に対し、会員規約に基づき当該リボ会員に貸与されているカード（以下「親カード」という。）とは別に本カードを発行し、当社が貸与します。
- 2.本カードの所有権は当社にあり、リボ会員は親カードと同様に使用し管理しなければなりません。

第2条（本カードの有効期限）

- 1.本カードの有効期限は、本カードの券面に表示された年月の末日までとします。
- 2.両社は、本カードの有効期限までに親カードの退会または本規定の解約の申し出のないリボ会員で、かつ、両社が引き続きリボ会員として認める方に対し、有効期限を更新した新たな本カードを発行し、当社が貸与します。

第3条（年会費）

本カードの年会費は、免除するものとします。

第4条（本カードの機能）

- 1.リボ会員は、当社の指定する加盟店において、親カードと同様の方法で本カードを使用することにより商品の購入、サービスの提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。ただし、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い等当社が指定したものについては利用できません。
- 2.本会員は、家族会員に対し、家族会員がリボ会員として自己に貸与された本カードを使用して本会員に代わって本カードを利用する一切の権限を授与するものとし、家族会員による本カードの利用に基づく一切の支払債務は本会員が負担するものとします。

第5条（利用可能な金額）

会員は、会員規約で定める親カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める（利用可能な金額）の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、本カードの利用残高（本会員分と家族会員分を合算した金額をいう。）も、会員規約に定めるショッピングリボ払いに係る利用残高に合算されるものとします。

第6条（利用代金の支払い）

- 1.リボ会員が本カードを利用した場合は、ショッピングリボ払いを指定したものとし、当社に対する債務の支払いは、会員規約で定めるショッピングリボ払いに関する支払方法に準ずるものとします。ただし、指定外の加盟店においてまたは一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当社が指定したショッピングリボ払い対象外商品について本カードを利用した場合、ショッピング1回払いを指定したものとみなされることがあります。
- 2.リボ会員が本カード利用に基づき負担する債務は、当該リボ会員が親カードの利用に基づき負担する債務と合算して、親カードと同様の方法で支払われるものとします。

第7条（解約）

- 1.リボ会員は、両社所定の方法により本規定を解約することができます。
- 2.両社は、リボ会員が次のいずれかに該当する場合、(1)、(3)、(4)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されないときに、本規定を解除することができるものとします。
 - (1)リボ会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
 - (2)会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規定および会員規約に違反をしたとき。
 - (3)両社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
 - (4)会員規約に基づき会員区分が変更になったとき。

第8条（規定の改定）

本特約の改定は、会員規約（会員規約およびその改定）が適用されます。

第9条（適用関係等）

- 1.リボ会員が本カードを利用する場合、会員規約のほか、本規定が適用されます。
- 2.本規定に定めのある事項については本規定が優先して適用され、本規定に定めのない事項については、本会員の本カード利用については本会員に関する会員規約の規定が、家族会員の本カード利用については家族会員に関する会員規約の規定が、それぞれ適用されます。
- 3.本規定で特に定めるほか、本規定における用語は、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「当社」、「両社」を「JCB」と読み替えます。

(REK01W・00999・20250228)